

令和2年9月1日

組合員 各位

広島県美容業生活衛生同業組合
共 済 委 員 会

広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」登録推進のお願い

日頃は組合活動にご協力いただき、ありがとうございます。8月31日における第3回理事会において可決された新型コロナウイルス感染症に関する3万円の災害見舞の適用を受ける条件として、**10月1日以降におきましては、広島県の「新型コロナウイルス対策宣言店」であることが必須となります。**今一度、ご自身の店舗が広島県の「新型コロナウイルス対策宣言店」であるかご確認をいただき、万一登録されていない場合には登録を検討いただければ幸いです。

別紙のとおり、インターネットが利用できればご自身での登録が可能です。またインターネットでの登録が難しい場合、**組合員店舗につきましては、必要事項をご記入の上美容組合に安全対策シートを送付していただければ、組合において代理登録も行っています。**

ご多忙な中お手数をおかけ致しますが、お客様に安心してご来店いただくためにも、ぜひとも登録の検討をお願い致します。

●取組宣言店に関する案内

広島県美容業生活衛生同業組合ホームページ

「美容組合理事長お知らせ」の2020年6月8日案内にて掲載
安全対策シートのダウンロードも可能です。

<http://www.hirobi.jp/8rijityou.html>

美容組合ホームページは、美容業界及び組合員にとって最新の大切な情報が掲載されております。引き続き閲覧をお願い致します。